
■ 法人名 :
■ 部 署 :
■ 役 職 :
■ 名 前 : 小林忍

平成 20 年 10 月 23 日

実務対応報告公開草案第 28 号

「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見

今回の公開草案は、直近のリーマンブラザーズの経営破たんを契機とした株式等の市場の混乱を踏まえた国際的な会計基準の解釈を巡る動向を踏まえ、我が国における既存の会計基準の解釈の明確化を図る目的に公表されたものである。

具体的な内容は、米国における SFAS 第 157 号と同じようなヒエラルキー構造となっている我が国における時価の考え方（優先順位等）について、改めて整理したものであり、監査における混乱は一定程度回避できるのかもしれない。

しかし、サブプライム問題に端を発した証券化商品の評価においては、現行基準の解釈を明確化した本文書をもってしてもなお混乱は回避できない状況にある。基本的には我が国の企業は、平成 20 年 3 月期決算等において既に損失処理を終えており、経営に与える影響はほとんどないと考えられるが、企業経理あるいは監査の現場においては引き続き混乱している。

今回の文書にもあるとおり、時価とは、活発に取引される市場価格があれば当該価格、それがなければブローカー等が提示する価格や類似商品の市場価格をベースとした価格、そらさえもなければ、あるいは、市場価格が時価と見做せなければ理論価格（合理的な見積り価格）ということかと思うが、こうした整理をもってしても、例えば CDS を裏づけとする CDO に関する妥当な評価方法（時価）がわからない状況にある。

それは、CDS の履行状況に問題がなくても、ブローカーが提示する異常な低価格を時価として評価せざるを得ない状況になっているからである。ブローカーが提示する価格を時価と見做せない場合には理論価格を使用することができるものの、将来 CF を割り引く方法では使用する割引率の流動性リスクの考慮方法が不透明な状況であるし、モデルによって理論価格を計算するにしても、例えば、多数の CDS が裏づけとなっている場合の参照プール内の信用リスク関連の設定、格付機関の信頼性が揺らぐなかでの妥当な累積デフォルト率の設定などインプットデータの妥当性に疑問が残る。

こうした状況であると、先述したとおり、ブローカーが提示する異常で根拠も不透明な投売りのな価格を時価として評価せざるを得ない状況となる。

こうした状況を踏まえると、例えば、貸出金の自己査定のように、毎決算期ごとに、その裏付資産の内容・状況を的確に把握して評価し、毀損が確認された場合は、その部分を直ちに損失処理するような方法も考えられなくもないのではないかと考えられる。この価格評価のプロセス等を監査人が適正に確認・評価することができれば恣意性も排除できるのではないかと考えられる。

確かに、どんな価格であれ、市場価格が存在するのであれば、それは市場流動性リスクを反映した適正な価格であると考えられなくもないが、現行基準においても市場価格を時価と見做せない場合には理論的価格を優先するという考え方をとっているなか、この理論的価格の一つの考え方に上述したような方法も考えられるのではないか。

以 上